

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十四日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

路線名	県道佐野行田線
供用開始の区間	羽生市大字上新郷字別所七〇九四番三 地先から 同市大字上新郷字別所七一五〇番一 地 先まで
供用開始の期日	令和五年十月二十五日
備考	令和五年十月二十四日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十五号で告示した道路予定区域の供用開始である。